

【表紙】

【発行登録番号】 30 - 近畿 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2018年10月16日

【会社名】 田淵電機株式会社

【英訳名】 TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 貝方士 利浩

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原三丁目 4 番30号

【電話番号】 06 - 4807 - 3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原三丁目 4 番30号

【電話番号】 06 - 4807 - 3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2018年11月1日）から1年を経過する日（2019年10月31日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 3,000百万円

【安定操作に関する事項】

- 1 本発行登録の対象とした株式の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
田淵電機株式会社東京支社
(東京都千代田区神田錦町三丁目18番地 3)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本発行登録書による当社普通株式（以下「本普通株式」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2018年10月16日に開催した当社取締役会において割当予定先及び発行予定額が決議されています。本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細は、別途、当社及び割当予定先で合意の上、当社取締役会において決議する予定です。また、本第三者割当増資については、2018年12月7日開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が全ての事業再生ADR手続に係る対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の同意により成立すること、2018年12月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）にて本第三者割当増資に係る議案について承認が得られること、及び、本第三者割当増資に必要となる全ての許認可等が取得されること（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）及び国外の競争法に基づく手続の完了を含む。）を条件とする予定です。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	未定	未定	未定
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	未定	未定	未定

(注) 第三者割当の方法によるものとする予定です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定	未定	100株	未定	-	未定

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとする予定であり、一般募集は行いません。

2. 払込期間は本臨時株主総会の翌日から2019年1月25日とする予定です。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
未定	未定

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
未定	未定

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,000,000,000	10,500,000	2,989,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は現在の見込みであり、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は現在の見込みであり、その内訳は登録免許税相当額です。

(2) 【手取金の使途】

資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
構造改革資金	1,300	2019年1月～2020年3月
設備投資資金	850	2019年1月～2021年3月
運転資金	839.5	2019年1月～2019年3月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理することと致します。

2. 上記の「資金使途」及び「金額」は、現在の見込みを記載しています。また「支出予定時期」は、本第三者割当増資の払込みが、2019年1月に実行されることを前提としております。

構造改革資金

当社は、2011年の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）の制定を契機とする太陽光発電に係る需要急増を好機と捉え、2014年までに急速な事業の拡大を達成致しました。しかしながら、その後、同法に基づく買取価格の低下や規制強化等の政策変更の影響もあって、国内市場の大幅な縮小等の事業環境の大きな変動を受けることとなり、最近では、2期連続で大幅な最終損失を計上するなど経営状況の低迷が続きました。

このような状況を解消し、収益構造の改革と業績の回復を実現するために、国内外での収益性改善を図り、中長期的な成長に向けたキャッシュフローの確保を実現するべく、現在、様々な構造改革施策について検討しております。

これらの構造改革施策について、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約1,300百万円の支出を見込んでおります。

設備投資資金

当社は、工場設備の更新投資に加えて、生産効率向上及び業務効率向上による収益性改善のため田淵電子工業株式会社のFA化、本社ERPシステム（基幹業務システム）の導入等に設備投資を実施して参ります。この設備投資資金として、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約850百万円の支出を見込んでおります。

運転資金

当社は、上記の 構造改革資金及び 設備投資資金の他に、当面の運転資金として、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約839.5百万円の支出を見込んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
名称	ダイヤモンド電機株式会社	
本店の所在地	大阪市淀川区塚本一丁目15番27号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長CEO 小野 有理	
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第79期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日 近畿財務局長に提出 四半期報告書 第80期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日 近畿財務局長に提出 (注) 割当予定先は、単独株式移転により2018年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の完全子会社となりました。上記は当該株式移転以前に割当予定先が提出した有価証券報告書等の提出日を記載しています。	
資本金	2,190,000,000円	
事業の内容	自動車機器、電子機器の製造・販売	
主たる出資者及びその出資比率	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 100%	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社製品の売上等の取引があります。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、2019年3月期第1四半期末において、単体で1,510百万円の債務超過(前事業年度末は822百万円の債務超過)となり、この結果、金融機関と締結している一部の借入契約(2018年6月30日現在借入残高3,996百万円)について、同契約の財務制限条項に抵触、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。

このような状況の中、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るべく、当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、2018年6月25日付「事業再生 ADR 手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されると共に全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

その後、7月4日には、事業再生ADR手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を開催し、全お取引金融機関から「一時停止の通知書」について同意(追認)を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することにつきご了承を頂きました。さらに、主要取引金融機関から資金調達(DIPファイナンス)について、当該借入を行うこと、当該借入に係る債権について優先弁済権を付与すること等についても全お取引金融機関からご了承を頂いております。

加えて、2018年8月6日に第2回債権者会議を、9月7日に同会議の続会を開催し、現時点での事業再生計画案の策定には、今暫くの時間を要する見込みである等の状況報告を行うと共に事業再生計画案の協議を継続して参りました。

そのような中、事業再生計画案の策定にあたって当社の信用補完及び財務基盤の強化を図るべく当社グループをご支援頂けるスポンサー候補との交渉を進めて参りましたところ、9月25日に、ダイヤモンド電機株式会社とスポンサー支援に関する合意書を締結し、さらに10月16日にダイヤモンド電機株式会社と本第三者割当増資を内容とするスポンサー支援に関する契約(以下「スポンサー契約」といいます。)を締結するに至りました。

なお、本第三者割当増資は、同日開催した当社取締役会において割当予定先及び発行予定額が決議されていますが、本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細は、別途、当社及び割当予定先で合意の上、当社取締役会において決議する予定です。また、本第三者割当増資については、2018年12月7日開催予定の事業再生ADR手続第3回債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立すること、及び、2018年12月に開催予定の本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認が得られることを条件とする予定です。

資金調達手段については、上記のとおり、当社においては財務内容の改善を図ることが急務となっており、事業再生ADR手続中にある当社の状況に鑑み、資本増強を伴う資金調達を行うこととし、また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断致しました。

スポンサー引受先の選定にあたっては、複数の候補企業への打診及び交渉を行って参りましたが、自動車機器、電子機器の製造・販売を主な事業内容とするダイヤモンド電機株式会社との合意締結に至りました。同社の技術基盤は、当社と同じくエレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術を踏まえたものであり、その製品群については、コイル製品やパワーコンディショナなどの一定の共通領域を有しています。また、当社が本格的な対応に着手したばかりの車載事業において、長い実績と経験を有しています。

このため、同社とのパートナー支援関係の構築は、今後の事業展開における協業の検討など、当社の競争力と企業価値の向上に資するものであり、当社による本第三者割当増資の引受先として最適なパートナーであると考えております。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じる可能性がありますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株主価値の向上に資するものと判断致しております。

(スポンサー契約の概要)

2018年10月16日、当社及び割当予定先はスポンサー契約において以下の内容について合意しました。本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細については、別途、当社及び割当予定先が合意する予定です。なお、割当予定先は当社を本第三者割当増資により、子会社とする意向を有しております。

- (1) 募集株式の種類 普通株式
- (2) 払込金額の総額 金3,000,000,000円
- (3) 割当先及び割当株式 第三者割当の方法により、全株式を割当予定先に割り当てる。
- (4) 払込期間 下記の臨時株主総会の翌日から2019年1月25日
- (5) その他

- ・2018年12月に開催予定の臨時株主総会において本第三者割当増資に係る本普通株式の発行その他これに関する議案が承認されることを停止条件とする。
- ・本第三者割当増資に必要な全ての許認可等が取得されること(独占禁止法及び国外の競争法に基づく手続の完了並びに金融商品取引法に基づく届出の効力発生(発行登録書の効力発生及び発行登録追補書類の提出を含む。))を含む。)を停止条件とする。

また、スポンサー契約において、当社及び割当予定先は、以下の内容を割当予定先による引受・払込の前提条件とすることを合意しております。

- ・当社が策定する事業再生計画案(本対象債権者からの金融支援をその内容に含むものとする。)が、本対象債権者の同意により成立しており、その内容が本第三者割当増資と矛盾しない内容であり、かつ、割当予定先がその内容について同意していること
- ・本対象債権者が、本事業再生計画案に基づき払込期日までに実行すべき事項を全て実施済みであること
- ・当社の役員(取締役及び監査役をいい、以下本「c 割当予定先の選定理由」において同様とする。)及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式(但し、担保権の対象となっていないものに限る。)の全てを、払込期日までに当社が無償取得していること
- ・割当予定先の払込を主たる実行前提条件として、割当予定先が同意する内容で当社が当社の主要株主であるTDK株式会社(以下「TDK」といいます。)との間でTDKが保有する当社普通株式を当社に無償譲渡する契約を、払込期日までに締結していること
- ・割当予定先の合理的な判断に基づき、社会通念上相当な役員の処遇と労働協約の見直し(以下「本件見直し」といいます。)の実行が見込める状況にあること

また、当社は、割当予定先に対して、以下の事項を遵守することを誓約しています。

- ・当社は、払込期日の前後を問わず、本事業再生計画案に盛り込まれる構造改革施策に着手し実行するよう最大限努力すること
- ・当社は、スポンサー契約締結後、直ちに本件見直しに着手し、以後スポンサー契約の定めに従い定期的に、本件見直しの状況等について割当予定先に報告すること
- ・当社は払込期日までに株主総会の招集手続を行い、割当予定先の指名する取締役及び監査役の選任議案を提出して株主総会を開催し、同株主総会において選任された取締役及び監査役が払込期日後速やかに就任するために必要な手続を行うこと
- ・当社は、上記の株主総会の終結時点での役員をして、当該株主総会において選任された取締役及び監査役の就任を停止条件とする役員の辞任届を提出させ、かかる停止条件成就時をもって当該役員を辞任させること

さらに、割当予定先は、当社に対して、以下の事項を遵守することを誓約しています。

- ・割当予定先は、当社との間で、スポンサー契約とは別途、割当予定先を貸付人とし、当社を借入人として、本第三者割当増資が実行されるまでのつなぎ融資としてDIPファイナンス契約(金銭消費貸借契約)の締結について、必要性、相当性を検討・協議したうえで、締結するよう努力すること(なお、同契約を締結する場合はその具体的な約定について別途協議するものとする。)

d 割り当てようとする株式の数

未定

e 株券等の保有方針

未定

f 払込みに要する資金等の状況

未定

g 割当予定先の実態

割当予定先は、2018年9月26日まで東京証券取引所市場第二部に上場しておりましたが、同社の単独株式移転により同年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の完全子会社となりました。当社は、割当予定先が同年7月6日に同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書及び同社の完全親会社となったダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が同年10月1日に同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。また、当社は、割当予定先から、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の書面を受領する予定です。

h. 特定引受人に関する事項

未定

2【株券等の譲渡制限】

未定

3【発行条件に関する事項】

未定

4【大規模な第三者割当に関する事項】

未定

（注）本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することとなる可能性があります。詳細については、下記「第4【その他の記載事項】」をご参照ください。

5【第三者割当後の大株主の状況】

未定

（注）割当予定先は本第三者割当増資により、当社を子会社とする意向を有しております。詳細については、下記「第4【その他の記載事項】」をご参照ください。

6【大規模な第三者割当の必要性】

未定

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

（大規模な第三者割当に該当する可能性について）

当社は、本第三者割当増資により調達する資金を、上記のとおり収益構造の改革と業績の回復を実現するための構造改革資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定としております。現在事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、本第三者割当増資により調達する資金は当社の財務基盤を早期に健全化するために必要不可欠なものであり、ひいては、本第三者割当増資は当社の株主価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

一方で、本第三者割当増資の払込金額の総額を前提と致しますと、当社は、本第三者割当増資は希薄化率が25%以上となる蓋然性が高いと考えております。また、割当予定先は本第三者割当増資により、当社を子会社とする意向を有しております。その場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める大規模な第三者割当に該当するおそれがあると共に、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続のいずれかを要することとなります。そこで、当社の財務基盤の早期の健全化のために必要不可欠な本第三者割当増資による資金調達を確実なものとするため、2018年12月に開催予定の本臨時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

さらに、本第三者割当増資については、2018年12月7日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立することを条件とする予定です。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月28日に近畿財務局長に提出

事業年度 第81期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年7月1日までに近畿財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日に近畿財務局長に提出

事業年度 第81期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月14日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第81期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月14日までに近畿財務局長に提出予定

事業年度 第82期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日までに近畿財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2018年10月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月3日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（1の有価証券報告書の訂正報告書）を2018年7月12日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2018年10月16日）までの間において変更が生じております。下記の内容は当該「事業等のリスク」の変更部分を記載したものであり、変更箇所は_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本発行登録書提出日（2018年10月16日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

<変更前>

(13)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループの業績は、前連結会計年度において連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円、連結貸借対照表の純資産の部は9,905百万円を計上し、当連結会計年度においても、連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円となりました。

また、同期間の単体の損益の状況は、前事業年度において、営業損失4,358百万円、経常損失4,068百万円、当期純損失6,433百万円を計上、当事業年度においても、営業損失2,924百万円、経常損失1,986百万円、当期純損失5,624百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部は前事業年度末において4,822百万円でしたが、当事業年度末は822百万円の債務超過となりました。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約(2018年3月31日現在借入残高3,981百万円)について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結貸借対照表関係) 4 財務制限条項」に記載の通りです。

これらの状況により、重要な営業損失、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

<変更後>

(13)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループの業績は、前連結会計年度において連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円、連結貸借対照表の純資産の部は9,905百万円を計上し、当連結会計年度においても、連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円となりました。

また、同期間の単体の損益の状況は、前事業年度において、営業損失4,358百万円、経常損失4,068百万円、当期純損失6,433百万円を計上、当事業年度においても、営業損失2,924百万円、経常損失1,986百万円、当期純損失5,624百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部は前事業年度末において4,822百万円でしたが、当事業年度末は822百万円の債務超過となりました。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約(2018年3月31日現在借入残高3,981百万円)について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結貸借対照表関係) 4 財務制限条項」に記載の通りです。

これらの状況により、重要な営業損失、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を早期に解消すべく、当社は、現在、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続により、関係当事者の合意のもとで事業再生に取り組んでおります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

田淵電機株式会社

(大阪市淀川区宮原三丁目4番30号)

田淵電機株式会社東京支社

(東京都千代田区神田錦町三丁目18番地3)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。